

## 施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	施設園芸等燃料価格高騰対策
<b>分類</b>	【価格高騰対策】、【水田・畑作、園芸】
<b>事業要旨</b>	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：日本施設園芸協会</li> <li>・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体</li> <li>・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会</li> </ul> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により、燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)価格が一定基準以上(原則：令和4事業年度発動基準価格 81.6 円/ℓ A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立をする)を支援します。</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。(10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。</li> <li>・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。</li> <li>・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>〔対象経費〕</b></p> <p>令和 4 事業年度セーフティネット補填金(単価は A 重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家積立額：115%(12.2 円/ℓ)、130%(24.5 円/ℓ)、150%(40.8 円/ℓ)、170%*(57.1 円/ℓ)の 4 コースから選択</li> <li>(茶の場合：115%(12.2 円/ℓ)、130%(24.3 円/ℓ)、150%(40.5 円/ℓ)、170%*(56.7 円/ℓ)の 4 コースから選択)</li> <li>×燃料購入予定数量×1/2</li> </ul> <p>※令和 4 事業年度より 170%コースが追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発動基準価格(原則：81.6 円/ℓ月別 A 重油全国平均価格)を超えた場合の燃料価格差を補填。</li> </ul> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填金単価：当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：81.6 円/ℓ)</li> <li>・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量(総限度額は農家積立額の 2 倍まで)</li> </ul> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <p>〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、  県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921  施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954</p>

## かんしょの生産を拡大したい

事業名	茨城かんしょトップランナー産地拡大事業
分類	【水田・畑作、園芸】、【機械・施設整備】
事業要旨	国内外で需要が拡大している本県産かんしょの生産拡大を図るため、農地の確保や生産機械等の整備を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業 荒廃農地等を再生するかんしょ農家、農業者団体</p> <p>(2) 農地貸付協力金交付事業 かんしょ農家に農地を貸し出す地権者等</p> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業 かんしょ生産拡大を目指す農業者等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業 荒廃農地等の再生に関する費用補助 (かんしょの生産農地確保の取組及び作付に対する補助)</p> <p>(2) 農地貸付協力金交付事業 かんしょ農家の規模拡大に必要な農地を貸し付ける者に対して、農地貸付協力金を交付</p> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業 かんしょ生産拡大に係る施設の導入支援</p> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 荒廃農地等再生支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生した農地において、かんしょを生産すること。</li> <li>・農地の所有者と事業実施主体が異なる場合、事業実施主体が貸借権の設定等によって当該農地を耕作する権利を有していること。</li> <li>・再生作業を年度内に完了すること。</li> </ul> <p>(2) 農地貸付協力金交付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間管理事業による貸借が年度内に成立すること。</li> <li>・貸借される農地が荒廃農地ではないこと。</li> <li>・貸し付けられた農地で次年度かんしょを作付けすることが見込まれること。</li> </ul> <p>(3) かんしょ生産体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象：地域農業再生協議会が作成する「産地生産基盤パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体</li> <li>・施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が1.0以上であること。</li> <li>・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を選定し、現状と目標をポイント化して、ポイントの高い順から事業を採択（別途国の審査あり）。</li> </ul>

〔対象経費〕

- (1) 荒廃農地等再生支援事業  
ア 荒廃農地等再生対策  
・荒廃農地等の再生に係る費用  
イ 再生農地作付促進対策  
・再生した農地でのかんしょ作付けを促進するための機械導入に係る費用  
(1ha以上荒廃農地等を再生する場合のみ)
- (3) かんしょ生産体制整備事業  
かんしょの生産拡大を図る取組に必要な施設導入に要する経費等

〔補助限度額・補助率〕

- (1) 荒廃農地等再生支援事業  
ア 荒廃農地等再生対策  
補 助 率：1/2以内（上限10万円/10a）  
・樹木の抜根が必要な場合には当該経費の1/2（上限15万円/10a）を加算  
※荒廃農地等を1ha以上再生する場合、下記を適用する。  
補 助 率：2/3以内（上限15万円/10a）  
・樹木の抜根が必要な場合には当該経費の1/2（上限20万円/10a）を加算  
イ 再生農地作付促進対策  
対 象 者：アの対策を活用して荒廃農地等を1ha以上再生する者  
補 助 率：1/3以内（上限200万円）
- (2) 農地貸付協力金交付事業  
交 付 額：定額1万5千円/10a  
※1ha以上まとめて貸付ける場合、5千円/10aを加算（計2万円/10a）
- (3) かんしょ生産体制整備事業  
補助限度額：1年度当たり20億円（ただし、整備する施設等により異なる）  
補 助 率：1/2以内（ただし、整備する施設等により異なる）

〔問合せ先〕

- (1)、(2)の事業：最寄りの農林事務所 企画調整部門 企画調整課（県西農林事務所は農業振興課）  
〔 県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285、 〕  
〔 県南：029-822-7083、県西：0296-24-9174 〕
- (3)の事業：最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室農業振興課  
〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 〕  
〔 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 〕
- (1)～(3)共通  
産地振興課 露地野菜G TEL：029-301-3950

露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい

<b>事業名</b>	露地野菜産地イノベーション推進事業
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】、【機械・施設整備】、【販路拡大】
<b>事業要旨</b>	実需者や消費者から選ばれる産地になるよう、差別化商品づくりや需要がある品目への転換、出荷予測システムの導入等、産地の革新的な取組を支援する。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕            農業者が組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕            マーケットインの視点による農林水産物の品質・価値の向上を図るとともに、市場セグメントごとに他産地には真似できない「強み」を確立し、実需者や消費者に選ばれる産地づくりに必要な、差別化商品・加工品等の開発、需要がある品目への転換、認証 GAP の取得、商談会への参加等を通じた販路開拓、出荷予測システムの導入など、これらの取組に必要な機械導入や施設整備を行う。</p> <p>〔補助要件等〕            (1) 事業申請時点で、れんこん、はくさい、キャベツ、レタスを生産、出荷又は販売している産地であること。            (2) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。            (3) 実需者や消費者から選ばれる産地づくりのための事業実施主体、企業、大学、行政機関等による連携推進組織を設置すること。</p> <p>〔対象経費〕            (ソフト事業)            専門家等謝金、市場調査等旅費、借上料、資材等購入費、商品 P R 等印刷製本費、通信運搬費、デザイン等委託料、分析・イベント出展等手数料、専門家等賃金            (ハード事業)            施設・機械整備費（リース導入も可、但し本体価格のみを対象）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕            (補助限度額)            1 事業実施主体あたり 1,000 万円とする。            (補助率)            ソフト事業：定額、ハード事業：1/2 以内</p> <p>〔問合せ先〕            最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課            県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、            県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174            産地振興課 露地野菜 G：029-301-3950</p>

## 果樹園の新植・改植をしたい

<b>事業名</b>	果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業															
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】															
<b>事業要旨</b>	<p>果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、省力樹形の導入を行う場合に支援が受けられます。</p> <p>また、果樹経営支援対策事業により、一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。</p>															
<b>事業概要</b>	<p>【事業実施者】 公益社団法人茨城県農林振興公社</p> <p>【支援対象者】 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等</p> <p>1. 果樹経営支援対策事業（整備事業）</p> <p>【事業内容】 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換を行う場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。同一品種への改植は省力樹形等の導入が条件です。</p> <p>○改植・新植支援（内容、補助額は一例です）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 30%;">改植（新植）補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">慣行樹形</td> <td>りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹</td> <td>17（15）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培</td> <td>33（32）万円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">省力樹形</td> <td>りんごの高密度植低樹高（新しい化）栽培</td> <td>53（52）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>なし、かき等のジョイント栽培</td> <td>33（32）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>なし、かき等のV字ジョイント栽培</td> <td>73（71）万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>・実施面積要件 地続きで概ね2a以上</p> <p>2. 果樹経営支援対策事業（推進事業）</p> <p>【事業内容】 労働力調整システムの構築、果実供給力維持対策、園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、販路開拓・ブランド化の推進強化等産地の課題解決に向けた各種取組を行う場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。</p> <p>3. 果樹未収益期間支援事業 上記の果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植・新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。</p> <p>【補助限度額・補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積単価（5.5万円/10a）×支援年数（改植の翌年から4年分）＝22万円/10a</li> <li>・初年度に一括して定額交付</li> <li>・実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね2a以上改植等を実施した場合</li> </ul> <p>【問合せ先】 （公社）茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>		内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新しい化）栽培	53（52）万円/10a	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額														
慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a														
	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a														
省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新しい化）栽培	53（52）万円/10a														
	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a														
	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a														

## 花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

<b>事業名</b>	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業（国直接採択）
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】
<b>事業要旨</b>	物流の 2024 年問題に対応した花き流通の効率化や高度化、産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けた PR 活動等の前向きな取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 いばらきの花振興協議会が設定した成果目標の達成に必要なと認められる団体等</p> <p>〔補助率〕 定額</p> <p>〔事業内容〕 県産花きの生産、流通、需要の拡大の課題解決に必要な取組を支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 花き流通の効率化の取組 受発注データのデジタル化、流通の効率化・高度化に資する検討や技術実証等</li> <li>2 需要の変化に対応した品目等の転換の取組 需要が見込まれる品種等への転換に必要な需要調査、栽培技術実証、栽培マニュアル作成等</li> <li>3 新たな需要開拓・消費拡大の取組 新規購買層のニーズに対応した商品開発、販路拡大、商談会の開催、社会人の花き利用の拡大を目的とした実証やPR活動等</li> <li>4 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組 生産性向上、低コスト化など花き産地の課題解決に資する検討や実証、産地体制の強化に資する研修会開催等</li> </ol> <p>〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954</p>

## 茶や薬用作物などに対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業												
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】												
<b>事業要旨</b>	茶や薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、消費者や実需者のニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大及び担い手の育成などを強力に推進するため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など、生産から消費までの取組を総合的に支援します。												
<b>事業概要</b>	<p><b>地域の生産体制強化・需要創出事業</b></p> <p>【事業主体】 農業協同組合、その他農業者の組織する団体（茨城県茶生産者組合連合会など）</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 検討会の開催等</p> <p>(2) 生産体制の強化</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 栽培実証ほ場設置</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 種苗等増殖実証ほ場の設置等</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 新たな栽培技術等の実証導入</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 関連設備・農業機械の開発改良</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 栽培マニュアルの作成</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 課題等解決のための調査・分析</p> <p style="margin-left: 20px;">キ マッチングの推進</p> <p style="margin-left: 20px;">ク 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等</p> <p style="margin-left: 20px;">ケ 農業機械等リース支援</p> <p style="margin-left: 20px;">コ 人材確保策の検討</p> <p>(3) 需要の創出</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 消費者・実需者ニーズ等の把握</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 実需者と連携した商品開発</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 製造・加工技術の確立</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 消費者に向けたコト体験の展開</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 消費者等への理解促進・情報発信</p> <p>【支援要件】</p> <p>(1) 受益農業従事者の常時従事者（年間150日以上）が5名以上であること。 ※ただし、(2)クの茶改植等についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。</p> <p>(3) 1名以上「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に位置づけられていること。 ※その他項目ごとに詳細要件あり</p> <p>【補助限度額】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">・茶改植（主なもの）：新植支援</td> <td style="text-align: right;">10 a あたり12万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">改植支援</td> <td style="text-align: right;">" 15.2万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">未収益期間支援</td> <td style="text-align: right;">" 14.1万円又は18.1万円※</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">茶園整理</td> <td style="text-align: right;">" 5万円又は8万円※</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">有機栽培への転換</td> <td style="text-align: right;">" 10万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">輸出向けへの転換</td> <td style="text-align: right;">" 5万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">※別途定める取組を行う場合高単価となる。</p> <p>・上記以外 : 定額（10/10）</p> <p>【問合せ先】 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p>	・茶改植（主なもの）：新植支援	10 a あたり12万円	改植支援	" 15.2万円	未収益期間支援	" 14.1万円又は18.1万円※	茶園整理	" 5万円又は8万円※	有機栽培への転換	" 10万円	輸出向けへの転換	" 5万円
・茶改植（主なもの）：新植支援	10 a あたり12万円												
改植支援	" 15.2万円												
未収益期間支援	" 14.1万円又は18.1万円※												
茶園整理	" 5万円又は8万円※												
有機栽培への転換	" 10万円												
輸出向けへの転換	" 5万円												

## 団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい

<b>事業名</b>	いばらきの産地パワーアップ支援事業（小麦・大豆の国産化の推進）
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】、【機械・施設整備】
<b>事業要旨</b>	産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b>  農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>  産地と実需が連携して行う麦・大豆の団地化・生産性の向上に向けて、団地化の推進経費、営農技術の導入、農業機械等の導入、市町村における推進経費を支援します。</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦・大豆国産化プランが策定されていること。</li> <li>・ 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</li> <li>・ 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。</li> </ul> <p><b>〔対象事業・対象経費〕</b></p> <p>1 麦・大豆生産技術向上対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 生産性向上の推進  作付けの団地化の取組にあたり、地域での話し合い等に必要となる経費を補助する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新たな営農技術等の導入  麦・大豆生産に係る課題解決に向け、先進的な営農技術を導入する取組に対して補助する。（湿害対策技術、土壌診断に基づく土づくり、需要に応じた新品種の導入等）</p> <p>2 麦・大豆機械導入対策</p> <p style="margin-left: 20px;">機械・施設の導入等  麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標達成に必要な機械・施設の導入等を支援する。</p> <p><b>〔補助率・補助限度額〕</b></p> <p>1 麦・大豆生産技術向上対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 生産性向上の推進：定額（50ha未満：1,000千円、50ha以上150ha未満：2,000千円、150ha以上：3,000千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新たな営農技術等の導入：定額（合計10,000円/10a以内）</p> <p>2 麦・大豆機械導入対策</p> <p style="margin-left: 20px;">機械・施設の導入等：1/2以内（50万円以上5,000万円未満）</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>  お住まいの市町村の農政主管課  最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課  （ 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、  県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 ）  産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921</p>



環境にやさしい栽培技術と省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」に取り組みたい

<b>事業名</b>	グリーンな栽培体系への転換サポート事業
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】
<b>事業要旨</b>	「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 産地内の農業者や実需者、農業協同組合等の関係者が参画する協議会 なお、県（普及組織）、及び農業協同組合（営農指導事業担当）又は農業者を必須の構成員とする</p> <p><b>〔事業内容〕</b>  <ol style="list-style-type: none"> <li>1. グリーンな栽培体系の検討（必須） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会の開催</li> <li>・ グリーンな栽培体系の検証</li> <li>・ グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定</li> <li>・ 情報発信</li> </ul> </li> <li>2. グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択） グリーンな栽培体系の検証に必要な、環境負荷低減・省力化に資する機械の導入</li> <li>3. 消費者理解の醸成（選択） グリーンな栽培体系で生産する農産物の消費者理解の醸成に向けた取組</li> </ol> </p> <p><b>〔対象経費〕</b>  ○グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場・機械等の借上費</li> <li>・ 資材等の購入費</li> <li>・ 土壌診断等の役務費</li> </ul> ○検討会の開催等に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費</li> <li>・ 印刷製本費など</li> </ul> <b>※対象にならない経費</b>  汎用性の高い機械等の購入費、交付決定前の取組にかかる経費、新聞、TV等のマスメディアによる広告宣伝等</p> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b>  定額（機械導入は1/2以内、消費者理解の醸成は上限30万円（定額））</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>  農業技術課 持続的農業推進G 電話 029-301-3931</p>

## 経営規模の拡大等により所得向上を目指したい

<b>事業名</b>	リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】、【農地・基盤整備】
<b>事業要旨</b>	規模拡大により所得向上を目指す農業経営体への農地集積に意欲的な地域を、市町村からの申請に基づき「重点支援地区※」に設定し、農地の集積・集約化を核として、今後の本県農業を担うリーディングプレーヤーの育成・確保を図ります。 ※農地の集積・集約化と将来の地域の農業を担うリーディングプレーヤーの育成・確保を一体的に展開する地区
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b>            (1) 農地貸付に対する地権者協力金                      市町村            (2) 貸借農地の耕作条件改善に係る補助                      (公社) 茨城県農林振興公社 等</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            (1) 農地貸付に対する地権者協力金                リーディングプレーヤーの規模拡大のため、農地中間管理機構を通じた農地の貸付に協力した農地所有者に協力金を交付します。            (2) 貸借農地の耕作条件改善に係る補助                リーディングアグリプレーヤーの貸借農地における生産性の向上を図るため、簡易な農地整備を支援します。</p> <p><b>〔補助要件等〕</b>            ・重点支援地区の区域内で実施するものであること            ・対象となるリーディングプレーヤーは、有機農業に取り組んでいる、或いは取り組む予定の経営体であること（R5年度採択に限る） 等            (1) 農地貸付に対する地権者協力金                農地中間管理機構に対して 10年以上貸し付け、リーディングプレーヤーへ転貸された農地の所有者            (2) 貸借農地の耕作条件改善に係る補助                事業実施区域の地権者が2人以上であり、受益者たるリーディングプレーヤーは、整備した農地で10年以上の営農を継続すること</p> <p><b>〔対象経費・補助限度額・補助率〕</b>            (1) 農地貸付に対する地権者協力金                交付額：1.5万円/10a（定額）            (2) 貸借農地の耕作条件改善に係る補助                (国補) 農地耕作条件改善事業で実施する簡易な農地整備に要する費用                補助率：県北地域                      8.5/10（国 5.5/10、県 3/10）                        県北地域以外                      7/10（国 5/10、県 2/10）</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>            農業経営課 基盤強化G                      TEL：029-301-3833            または、最寄りの農林事務所 企画調整部門                県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285                県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164</p>

## 経営規模の拡大等により所得向上を目指したい

<b>事業名</b>	農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業
<b>分類</b>	【水田・畑作、園芸】、【農地・基盤整備】
<b>事業要旨</b>	水田農業の所得向上モデルとして、ほ場の団地化など農地の集約化に重点を置いた経営面積 100ha 規模の水田経営体を短期間で育成し、農業の成長産業化を図ります。
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 市町村</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>(1) 事業タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手連携型：複数の担い手を対象に担い手間のゾーニング・農地交換を実施</li> <li>・経営統合型：複数の担い手の経営統合（法人化）を対象に集積・集約化を実施</li> </ul> <p>(2) 実施地区：3 地区以内</p> <p>(3) 支援内容</p> <p>① 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地貸付協力金：農地貸付に協力した農地所有者に対し交付</li> <li>・農地集約化奨励金：農地交換等に協力した耕作者等に対し交付</li> </ul> <p>② 効率的な農業経営を実現する省力化作業体系の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 等先端技術の導入に対する支援</li> </ul> <p>〔補助要件等〕</p> <p>(1) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化 事業実施者への農地貸付や農地交換による集約化について、農地を 10 年以上農地中間管理機構に貸し付けること</p> <p>(2) 効率的な農業経営を実現する省力化作業体系の確立 ICT 等先端技術の導入について、国補事業を活用すること</p> <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <p>(1) 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地貸付協力金：交付額 4 万円/10a</li> <li>・ 農地集約化奨励金：交付額 2 万円/10a</li> </ul> <p>(2) 効率的な農業経営を実現する省力化作業体系の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 等先端技術の導入に対する支援 補助率 1/6 以内</li> </ul> <p>〔問合せ先〕</p> <p>農業経営課 基盤強化G TEL：029-301-3833 または、最寄りの農林事務所 企画調整部門  県北：0294-80-3301、県央：029-221-3012、鹿行：0291-33-6285  県南：029-822-7083、県西：0296-24-9164</p>